

営農型太陽光発電の実務用Q & A

(発電事業者向け)

※ このQ & Aは、営農型太陽光発電に係る農地転用許可制度上の取扱いに関して、整理したものです。今後、更に運用実態を踏まえて本Q & Aを充実していきます。

令和8年3月（改訂版）
農林水産省

○改訂履歴

改訂年月日	改訂箇所	改訂内容
R6. 5. 15	問 52	9 行目「また書き」の協議の場のとりのまとめの記載箇所を修正するとともに、記載例を追記。
R7. 4. 14	問 7	支柱及び基礎の構造について実情を踏まえた記載の適正化。
	問 50	協議の場の開催方法の実情を踏まえた記載の適正化。
R8. 3. 30	問 11	区画の僅かな部分に設備を設置する場合の下部農地の考え方を明確化。
	問 37	下部農地で有機栽培に取り組む場合の単収比較の考え方を明確化。
	問 50	地域計画策定前から設置されている場合の協議の場の取扱いを明確化。

営農型太陽光発電の実務用Q & A（事業者向け） 目次

※ 問の末尾のかっこ書きの「ガイドライン〇〇の××関係」とは、その問に関連する「営農型太陽光発電に係る農地転用許可制度上の取扱いに関するガイドラインの〇〇の××」を意味しています。

【用語の意義】・・ 1

I 総論

1 趣旨・定義・・ 3

- 問1 農地の上部空間を利用した太陽光発電設備等の設置に係る農地転用許可制度の取扱いを明確にした趣旨は何か。
- 問2 営農型発電設備はどのような設備か。（ガイドライン1関係）
- 問3 平成30年通知では、一時転用許可の期間を延長したこと以外に変更点はあるのか。
- 問4 令和3年3月に通知改正を行った趣旨は何か。
- 問5 令和6年4月に省令改正およびガイドライン制定を行った趣旨は何か
- 問6 農地転用許可権者は誰になるのか。（ガイドライン2の（2）関係）
- 問7 営農型発電設備を支える支柱は、簡易な構造で容易に撤去できるものとされているが、具体的にどのような構造のものか。（ガイドライン1関係）
- 問8 下部農地はこれまでの局長通知の運用において、太陽光発電設備の日影が生じる箇所とされていたが、この度、設備の存する区域全体の農地とした理由は何か。
- 問9 設備の存する区域全体とは、具体的にどの範囲のことをいうのか。
- 問10 発電設備の下部農地は全て耕作する必要があるのか。例えば、農業用機械の通路や発電設備の保守点検用の通路部分については、作付けできないことから、下部農地の面積から除外することは可能なのか。
- 問11 農地の一区画の僅かな部分に営農型太陽光発電設備を設置する場合であっても、一区画全体を下部農地とする必要があるのか。
- 問12 令和6年4月の改正により、収支の見込みを求めることとした趣旨は何か。

2 一時転用許可の期間・・ 6

- 問13 営農型発電設備の設置に係る一時転用許可の期間は、何年間認められるのか。（ガイドライン2の（2）のア及び別表関係）
- 問14 一時転用許可の期間が3年以内となるケースはどのような場合なのか。（ガイドライン2の（2）のア及び別表関係）

- 問15 担い手とは、どのような経営体なのか。(ガイドライン2の(2)のア及び別表関係)
- 問16 一時転用許可を受けた期間中に、許可を受けた者の農業経営改善計画や青年等就農計画の認定期間が満了した場合は、どのような対応をすればよいのか。(ガイドライン2の(2)のア及び別表関係)
- 問17 遊休農地で営農型発電設備を設置する場合、一時転用許可申請を行う時点で、既に遊休農地が再生され、営農が再開されている必要があるのか。(ガイドライン2の(2)のア及び別表関係)
- 問18 集落営農が営農することで10年以内の一時転用許可を行うときに、その集落営農が任意組織の場合は、農地の使用及び収益を目的とする権利を取得する主体になることができないため、農作業を受託する立場になるが、その農作業は一部でもよいのか。また、農作業受委託契約の期間は10年以上であることが必要なのか。(ガイドライン2の(2)のア及び別表関係)
- 問19 営農型発電設備の下部の農地で任意組織の集落営農以外の担い手が営農する場合に、当該担い手が農作業受託によって営農する場合も10年以内の一時転用許可の対象となるのか。(ガイドライン2の(2)のア及び別表関係)
- 問20 営農型発電設備の下部の農地が複数の筆にまたがる場合に、当該農地の一部の筆だけを担い手が営農する場合や一部の筆だけで遊休農地を再生利用する場合、一部の筆だけが第2種農地又は第3種農地であった場合は、当該計画全体が10年以内の一時転用許可の対象となるのか。(ガイドライン2の(2)のア及び別表関係)

3 一時転用許可の再許可・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8

- 問21 一時転用許可の期間が満了した場合の再許可はどのように判断するのか。(ガイドライン5関係)
- 問22 既に一時転用許可を受けて営農型発電設備を設置している場合に、再度許可時に10年以内の一時転用許可期間となる要件を満たしていれば10年以内とすることができるのか。(ガイドライン5関係)
- 問23 既に一時転用許可を受けて営農型発電設備を設置している場合に、当該営農型発電設備を設置した農地が遊休農地を再生利用したものであったときには、再度許可の際に営農者が担い手でない場合及び第2種農地又は第3種農地でない場合であっても一時転用許可の期間を10年以内とすることができるのか。(ガイドライン5関係)
- 問24 一時転用許可の期間満了後、再度一時転用許可を受けたい場合には、いつ頃までに申請を行う必要があるのか。(ガイドライン5関係)
- 問25 既に3年以内の期間の一時転用許可を行っている場合に、当該許可の期間満了までに時間的余裕がある場合でも、10年以内の期間の許可に切り替えるために、改めて一時転用許可を行うことは可能なのか。
- 問26 現在、3年以内の期間の一時転用許可を受けて、担い手が下部の農地で営農している場合、事業計画を変更することで10年以内の期間に延長することができるのか。

4 一時転用許可の対象範囲・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・10

- 問27 営農型発電設備は、太陽光発電設備のみが対象となるのか。(ガイドライン1 関係)
- 問28 営農型発電設備の設置に必要なものについても一時転用許可の対象となるのか。(ガイドライン1 関係)
- 問29 第三者の進入を防ぐためのフェンス等は一時転用許可の対象となるのか。(ガイドライン1 関係)
- 問30 FIT法の事業計画の認定基準では、事業に関係ない者がみだりに近づくことがないように、フェンス等の設置など適切な措置を講ずることとなっているが、下部の農地での営農に支障がある場合には、フェンス等を設置しなくてもよいのか。(ガイドライン1 関係)
(参考) 地方経済産業局の連絡先等
- 問31 売電を目的とした営農型発電設備の設置は可能なのか。(ガイドライン1 関係)

5 農振法に基づく開発許可・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・12

- 問32 農用地区域内農地において、営農型発電設備を設置する場合、農振法に基づく開発許可は必要なのか。
- 問33 農用地区域内の農業用施設の屋根に太陽光パネルを設置する場合、農振法に基づく開発許可は必要なのか。

6 下部の農地での営農の適切な継続・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・12

- 問34 下部の農地で栽培する農作物の制限はあるのか。
- 問35 栽培する農作物を転換することは可能なのか。(ガイドライン6の(2) 関係)
- 問36 下部農地で複数の作物を栽培することは可能か。その場合、同一市町村の単収8割の要件はどのように考えればよいか。
- 問37 下部農地で有機栽培に取り組む場合は、慣行栽培で取り組む場合と比較して、単収8割の要件の達成が困難であることが想定されるが、比較する同一市町村の作物の単収についてどのように考えればよいか。
- 問38 天災等によりおおむね2割以上減収した場合には、営農が適切に行われていると判断されないのか。(ガイドライン4 関係)
- 問39 令和6年4月の省令改正及びガイドラインの制定前に一時転用許可を受けて遊休農地を再生利用している場合、今後の営農の適切な継続の確認の扱いはどうなるのか。

7 その他・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・13

- 問40 第1種農地に営農型発電設備以外の太陽光発電設備の設置は可能なのか。
- 問41 営農型発電設備は、建築基準法上の建築物に当たるのか。
- 問42 営農型発電設備を設置する場合、都市計画法に基づく開発許可は必要なのか。

問43 営農型発電設備を設置する場合、電気事業法及び電気工事士法の取扱いはどうなるのか。
(参考) 地方産業保安監督部電力安全課の連絡先等

Ⅱ 各論

1 一時転用許可申請・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 18

- 問44 農地に営農型発電設備を設置しようとする場合には、どこに相談すればよいのか。
- 問45 農地の権利を取得して営農型太陽光発電を始めようとする場合、農地の権利の取得のための法第3条の許可申請と支柱を設置するための第4条（又は第5条）の許可申請は同時に行うことが可能か。
- 問46 一時転用許可申請書に記載された事業期間と支柱部分に係る賃貸借等の契約期間は同じ期間とする必要があるのか。
- 問47 都道府県知事から一時転用許可を受けたが、その後、指定市町村に指定された場合、許可条件に付された各種報告等はどうなるのか。
- 問48 地域計画の区域内で営農型太陽光発電を実施する場合、なぜ協議の場で合意を得る必要があるのか。
- 問49 地域計画が未策定の場合は協議の場で合意を得る必要はないということによいか。
- 問50 地域計画が作成される前から設置されている営農型太陽光発電設備の取扱いはどのようなになるのか。
- 問51 営農型太陽光発電の実施に係る要望があった都度、協議の場を開催しなければならないのか。
- 問52 農業委員会は、営農型太陽光発電設備の設置者から相談があった場合、どのように対応すればよいか。
- 問53 協議の場を進めるに当たりどのようなことに留意したらよいか。また、協議の場の取りまとめにはどのように記載したらよいか。
- 問54 地域計画が策定された区域内の農地において営農型発電設備を設置するための許可申請があった場合に、協議の場で協議を行わなかったときは、一時転用許可は認められないのか。
(ガイドライン2の(2)のク関係)

2 添付書類・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 21

- 問55 一時転用許可申請書に添付する「営農型発電設備その他営農型太陽光発電の実施に必要な設備に係る設計図」はどのような内容が盛り込まれた設計図が必要となるのか。(ガイドライン2の(1)のア関係)
- 問56 一時転用許可申請書に添付する「下部の農地における営農計画書」は、どのような内容を記載すればよいのか。(ガイドライン2の(1)のイ関係)
- 問57 営農型太陽光発電設備の下部の農地の面積を記入するに当たり、区画全体の面積とは、作

付けを行わない農地の畦畔や法面、排水溝、営農上必要な通路も含めた面積のことをいうのか。

問58 下部の農地で営農を行う者が担い手であることを証する資料を添付する必要があるのか。
(ガイドライン2の(2)のア及び別表関係)

問59 10年以内の一時転用許可の対象となる担い手のうち、「効率的かつ安定的な農業経営」に該当するかについて、どのように証明すればよいのか。(ガイドライン2の(2)のア及び別表関係)

問60 10年以内の一時転用許可の対象となる担い手のうち、「将来法人化して認定農業者になることが見込まれる集落営農」に該当するかについて、どのように証明すればよいのか。(ガイドライン2の(2)のア及び別表関係)

問61 営農計画書(別紙様式例第1号)の「営農者の農作業経験等の状況」について、農作業経験等が「無し」の場合や、栽培したことのない作物を栽培しようとする場合は、一時転用許可が認められないのか。

問62 営農計画書(別紙様式例第1号)の「2_栽培計画」の「生長の指標」の欄はどのような場合に何を記載すればよいか。

問63 営農計画書(別紙様式例第1号)の「2_栽培計画」の「農作業の内容」の欄はどのように記載すればよいか。

問64 営農計画書(別紙様式例第1号)の「3_下部農地における収支の見込み」はどのような内容を記載すればよいか。発電に係る支出金額も記入する必要があるのか。

問65 10年以内の一時転用許可の対象となる「遊休農地を再生利用する場合」の遊休農地に該当するかどうかは、事業者が判断すればよいのか。(ガイドライン2の(2)のア及び別表関係)

問66 「農地法第32条第1項各号のいずれかに掲げる農地」とはどのような農地か。(ガイドライン2の(2)のウ関係)

問67 下部農地の営農への影響の見込み(別紙様式例第2号)はどのような内容を記載すればよいのか。

問68 営農計画書(別紙様式例第1号)や影響見込(別紙様式例第2号)の添付資料はどのようなものを添付すればよいか。

問69 1(ア)の試験研究機関のデータは、同一県内の実績であったとしても、当該市町村における栽培実績でなければ対象とはならないのか。

問70 知見を有する者の意見書(別紙様式例第3号)について、どのような者であれば、下部農地で栽培する農作物に係る必要な知見を有する者に該当するのか。

問71 知見を有する者の意見書(別紙様式例第3号)には、どのような内容を記載してもらう必要があるのか。

問72 下部の農地で複数の作物を栽培する場合、知見を有する者の意見書は作物毎に提出する必要があるのか。

問73 栽培理由書（別紙様式例第4号）はどのような場合に提出する必要があるのか。

問74 栽培理由書（別紙様式例第4号）にはどのような内容を記載する必要があるのか。

問75 撤去費用を負担することの誓約書（別紙様式例第5号）は、営農者が撤去することについて契約を結んでいる場合であっても提出が必要なのか。

3 空中部分を利用するための権利設定の取扱い・・・・・・・・・・28

問76 営農型発電設備の設置者が下部の農地の空中に区分地上権等を設定する場合の農地法上の取扱いはどうなるのか。（ガイドライン6の（4）関係）

問77 営農型発電設備の設置者が下部の農地の空中に区分地上権等を設定する場合、どこに申請すればよいのか。（ガイドライン6の（4）関係）

問78 営農型発電設備の下部の農地の空中に設定する区分地上権等の設定期間は、一時転用許可の期間と合わせるべきか。（ガイドライン6の（4）関係）

4 営農状況等の報告・・・・・・・・・・28

問79 毎年、下部の農地における栽培実績及び収支の状況を翌年2月末日までに農地転用許可権者に報告することとなっているが、作物によっては2月末時点で収穫が行われていない場合もある。どのように報告すればよいか。（ガイドライン3の(1)関係）

問80 栽培実績書（別紙様式例第10号）の報告内容について、必要な知見を有する者の所見の記入が必要となっているが、どのような観点で確認してもらう必要があるか。（ガイドライン3の(1)関係）

問81 一時転用許可申請書に添付された営農計画書において、許可の日から「下部の農地における農作物の生産に係る状況」の報告期限までに農作物を作付けする計画ではなかった場合には、どのような内容を報告するのか。（ガイドライン3の(1)関係）

問82 営農型発電設備の下部の農地に果樹等を栽培する場合に、一時転用許可期間中に収穫が見込めない場合には、どのような内容を報告するのか。（ガイドライン3の(1)関係）

問83 営農型発電設備の下部の農地で牧草を栽培し家畜を放牧している場合には、どのような内容を報告すればよいのか。（ガイドライン3の(1)関係）

問84 10年を見通した営農計画を作成していたが、計画期間の途中で農作物を変更しようとする場合にはどうすればよいのか。（ガイドライン3の(1)関係）

問85 営農型発電設備を設置した土地が遊休農地であった場合に、栽培実績書（別紙様式例第10号）の「下部の農地の利用の程度」については、どのように記載すればいいのか。（ガイドライン3の(1)関係）

【用語の意義】

本Q & Aで使用している以下の用語の意義は、以下のとおりです。

用 語	意 義
農地法	「農地法」（昭和27年法律第229号）をいう。
農振法	「農業振興地域の整備に関する法律」（昭和44年法律第58号）をいう。
基盤強化法	「農業経営基盤強化促進法」（昭和55年法律第65号）をいう。
処理基準	「農地法関係事務に係る処理基準」（平成12年6月1日付け12構改B第404号農林水産事務次官通知）をいう。
処理要領	「農地法関係事務処理要領の制定について」（平成21年12月11日付け21経営第4608号・21農振第1599号農林水産省経営局長・農村振興局長連名通知）をいう。
F I T法	「再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法」（平成23年法律第108号）をいう。
平成30年通知	「支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備等についての農地転用許可制度上の取扱いについて」（平成30年5月15日付け30農振第78号農林水産省農村振興局長通知）をいう。
平成25年通知	「支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備等についての農地転用許可制度上の取扱いについて」（平成25年3月31日付け24農振第2657号農林水産省農村振興局長通知）をいう。

用 語	意 義
営農型発電設備	農地に支柱（簡易な構造で容易に撤去できるものに限る。）を立てて、営農を継続しながら上部空間に太陽光発電設備等の発電設備を設置する場合には、当該支柱について農地法第4条第1項又は第5条第1項の許可が必要となる。この場合の発電設備を「営農型発電設備」という（平成25年通知の記の1の(1)及び平成30年通知の記の1に規定する営農型発電設備と同じ）。
担い手	問15のとおり。
下部の農地	営農型発電設備の下部の農地をいう（平成30年通知の記の1）。
営農の適切な継続	<p>下部の農地における営農の適切な継続とは、次に掲げる場合に該当しないことをいう（ガイドラインの2の(2)のウ）</p> <p>① 下部の農地における単収が、同じ年産の市町村の区域内の平均的な単収と比較しておおむね2割以上減少している場合（当該市町村の区域内で作付けされていない農作物や生産に時間を要する農作物の場合は試験栽培実績又は栽培理由書に記載の単収より減少している場合）</p> <p>② 遊休農地を再生利用する場合に、下部の農地の全部又は一部が農地法第32条第1項各号に掲げる遊休農地に該当することとなる場合</p> <p>③ 下部の農地において生産された農作物の品質に著しい劣化が生じていると認められる場合</p>

I 総論

1 趣旨・定義

問1 農地の上部空間を利用した太陽光発電設備等の設置に係る農地転用許可制度の取扱いを明確にした趣旨は何か。

営農型発電設備を設置する技術が確立し、営農型発電設備に対するニーズが高まってきたことを踏まえて、平成25年3月に農地転用許可制度における取扱いを明確にする通知（平成25年通知）を発出したものです。

問2 営農型発電設備はどのような設備か。（ガイドライン1関係）

営農型発電設備とは、一時転用許可を受け、農地に簡易な構造でかつ容易に撤去できる支柱を立てて、上部空間に太陽光を電気に変換する設備（以下「営農型太陽光発電設備」という。）を設置し、営農を継続しながら発電を行う事業をいいます。

問3 平成30年通知では、一時転用許可の期間を延長したこと以外に変更点はあるのか。

ありません。

平成30年通知による運用改善は、担い手の経営発展や荒廃農地の再生等を後押しする観点から一時転用許可の期間を延長したものであり、①営農型発電設備の構造、②営農が適切に継続していると認められる収量や品質、③周辺農地の営農上の支障、④毎年1回の営農状況の報告等に係る取扱いを含め、一時転用許可の期間以外の事項に係る運用は、従前から変更はありません。

問4 令和3年3月に通知改正を行った趣旨は何か。

第203回臨時国会における総理所信表明演説（令和2年10月）においては、2050年カーボンニュートラル社会の実現が宣言されるとともに、規制改革などの政策を総動員し、グリーン投資の更なる普及を進めること等が表明され、政府として再生可能エネルギーの導入を一層促進することとされました。

この方針を踏まえ、内閣府において、「再生可能エネルギー等に関する規制等の総点検タスクフォース」が開催され、当該タスクフォースに寄せられた意見・要望等を踏まえ、農業振興地域制度及び農地転用許可制度についても議論が行われました。

このため、農林水産省としても、2050年カーボンニュートラルに向けて、農山漁村地域において再生可能エネルギーの導入を積極的に進めるスタンスに立ち、優良農地を確保しつつ、荒廃農地に再生可能エネルギー設備を設置しやすくするために農地転用許可規制等を見直すとの方針を示した上で検討を行い、必要な措置を講ずることとしたところです。

こうした背景の下、荒廃農地を再生利用する営農型発電の取組は、荒廃農地の再生に資する一方で、他の農地と同様の単収要件を達成することが困難なケースもあることから、令和3年3月に通知改正を行い、荒廃農地を再生利用する場合の要件については、2割以上単収が減収しないことに代えて、下部の農地が農地法第32条第1項各号のいずれにも該当しないこと（遊休農地ではないこと）としたものです。

問5 令和6年4月に省令改正およびガイドライン制定を行った趣旨は何か。

営農型太陽光発電の取組は、再生可能エネルギーの発電と下部農地での営農を両立させる取組であり、荒廃農地の発生防止や解消、農業者の所得向上等に寄与するものですが、一方で、近年においては、発電に重きを置き営農がおろそかにされ、営農型太陽光発電設備の下部の農地の利用に支障が生じている事例が散見されておりました。

このようなことから、営農が適切に継続されない事例を排除し、農業生産と発電を両立するという営農型太陽光発電の本来あるべき姿とするため、これまで通知で定めていた営農型太陽光発電の許可基準および必要な申請書類を農地法施行規則で明確化するとともに、農地法施行規則で定められた内容や実施に係る具体的な考え方や取扱いについて、ガイドラインに定めることとしたものです。

問6 農地転用許可権者は誰になるのか。（ガイドライン2の（2）関係）

農地転用許可権者は、都道府県知事又は指定市町村の長（※）となります。

※ 「指定市町村」とは、農地転用許可制度を適正に運用し、優良農地を確保する目標を立てるなどの要件を満たしているものとして、農林水産大臣が指定する市町村のことをいいます。指定市町村は、農地転用許可制度において、都道府県と同様の権限を有することになります。

問7 営農型発電設備を支える支柱は、簡易な構造で容易に撤去できるものとされているが、具体的にどのような構造のものか。（ガイドライン1関係）

営農型発電設備を安全に支える支柱として必要最小限の構造のものであり、支柱や摩擦杭（スクリュー杭、スパイラル杭など）等を地面に打ち込むだけの施工方法によるものを想定していません（ベタ基礎や布基礎などの容易に撤去できないものは含まれません）。

なお、架台・基礎の構造の検討に当たっては、「営農型太陽光発電システムの設計・施行ガイドライン（2023年版）」（国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（NEDO））「10. 基礎の設計」をご参考にしてください。

問8 下部農地はこれまでの局長通知の運用において、太陽光発電設備の日影が生じる箇所とされていたが、この度、設備の存する区域全体の農地とした理由は何か。

農地について権利を有する者には、その全てを適正かつ効率的な利用を確保しなければならない責務がありますが、下部農地の面積を「設備の直下の農地及び当該施設により日陰が生じる農

地の面積」として運用した結果、パネル直下の農地のみで栽培を行い、その他の農地では栽培を行わないなど不適切な事例が散見されましたので、設備の存する区域全体の農地とすることとしました。

問9 設備の存する区域全体とは、具体的にどの範囲のことをいうのか。

発電設備の設置された農地の1区画（畦畔や法面で分けられた区画）全体のことをいいます。

問10 発電設備の下部農地は全て耕作する必要があるのか。例えば、農業用機械の通路や発電設備の保守点検用の通路部分については、作付けできないことから、下部農地の面積から除外することは可能なのか。

基本的に設備の存する農地の区画全体を耕作していただく必要がありますが、営農のための管理用通路や畦畔、雨水処理のための排水路等、耕作の事業のために必要な施設については、下部農地の面積から除外して差し支えないと考えます。

他方、発電設備の点検用機械の通路については、耕作の事業のために必要な施設ではないことから、通年で必要でない場合は、農閑期に点検を行う等により営農に支障がないよう配慮する必要がありますと考えております。（通年で必要な場合には一時転用許可を受ける必要があると考えます。）

問11 農地の一区画の僅かな部分に営農型太陽光発電設備を設置する場合であっても、一区画全体を下部農地とする必要があるのか。

農地の一区画の大半において、通常の下条件下での耕作を行い、その区画の一部分のみに営農型太陽光発電設備を設置する場合で、通常の下条件下での耕作を行う部分と明確に区分できる場合は、区分した部分のみ下部農地とすることも可能と考えられます。

特に、区画の一部分に設置したパネル直下の収量が、通常の下条件下で耕作を行う部分の収量と大きく乖離している場合は、下部農地を区分した上で、営農の適切な継続が図られるよう指導することが適切と考えます。

問12 令和6年4月の改正により、収支の見込みを求めることとした趣旨は何か。

「収支の見込み」は、営農が適切に行われることを示す資料の一つとして求めるものであり、収量8割の達成を担保するものとなります。収支の内容自体は許可の可否に直接影響を及ぼすものではありませんが、そもそも農作物の販売収入を見込んでいないような計画では、営農を適切に行う意志があるとは考えられないことから、このようなものを防止し、適切な営農に向けて取り組んでいただく目的として提出を求めることとしました。

2 一時転用許可の期間

問 13 営農型発電設備の設置に係る一時転用許可の期間は、何年間認められるのか。
(ガイドライン2の(2)のア及び別表関係)

営農型発電設備の設置に伴う一時転用許可の期間は、下部の農地での営農の適切な継続が見込まれる等の条件を満たしている場合であって、次のいずれかに該当する場合には10年以内となります。それ以外の場合については3年以内となります。

- ① 担い手が、自ら所有する農地又は賃借権その他の使用及び収益を目的とする権利を有する農地等を利用する場合
- ② 遊休農地を再生利用する場合（再許可時を除く）
- ③ 第2種農地又は第3種農地を利用する場合

問 14 一時転用許可の期間が3年以内となるケースはどのような場合なのか。(ガイドライン2の(2)のア及び別表関係)

営農型発電設備の設置に伴う一時転用許可の期間が3年以内となるケースは、下部の農地での営農の適切な継続が見込まれる等の条件を満たした上で、問13の①～③に該当しない場合、すなわち、

- ① 下部の農地での営農を行う者が担い手以外の場合
- ② 遊休農地を再生利用する場合でない場合
- ③ 農用地区域内農地、甲種農地又は第1種農地を利用する場合です。

問 15 担い手とは、どのような経営体なのか。(ガイドライン2の(2)のア及び別表関係)

「担い手」とは、以下の者をいいます。

① 効率的かつ安定的な農業経営

→ 基盤強化法第6条第1項に規定する農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想（以下「市町村基本構想」といいます。）における効率的かつ安定的な農業経営の指標（所得等）の水準に達している経営体

② 認定農業者

→ 基盤強化法第12条第1項に規定する農業経営改善計画の市町村認定を受けた者（基盤強化法第23条第7項の規定により認定農業者とみなされる特定農業法人を含む。）

③ 認定新規就農者

→ 基盤強化法第14条の4第1項に規定する青年等就農計画の市町村認定を受けた者

④ 将来法人化して認定農業者になることが見込まれる集落営農

→ 基盤強化法第23条第4項に規定する特定農業団体又はこれに準ずる組織として、組織の規約を定め、生産・販売について共同販売経理を行っており、将来法人化して認定農業者となることが見込まれる集落営農

問 16 一時転用許可を受けた期間中に、許可を受けた者の農業経営改善計画や青年等就農計画の認定期間が満了した場合は、どのような対応をすればよいのか。(ガイドライン2の(2)のA及び別表関係)

一時転用許可期間中に認定農業者や認定新規就農者としての認定期間が満了した場合でも、一時転用許可を取り消したり一時転用期間の変更を行う必要はありませんが、引き続き下部の農地が担い手により耕作されることを確保するように努めることが望ましいと考えます。

【認定農業者の場合】

農業経営改善計画の認定期間は認定から5年間（認定期間中に変更した場合でも当初の認定から5年間）となっていますので、一時転用許可期間中に認定期間が満了する際には、下部の農地で営農している農業者に対して、改めて農業経営改善計画を作成し、市町村の認定を受けていただくよう促してください。

【認定新規就農者の場合】

青年等就農計画の認定期間は5年間となっており、終期を迎える認定新規就農者は継続的に自らの経営の改善に取り組むことが重要ですので、認定農業者制度の目的・意義等を周知した上で、農業経営改善計画を作成し、市町村の認定を受けていただくよう促してください。

問 17 遊休農地で営農型発電設備を設置する場合、一時転用許可申請を行う時点で、既に遊休農地が再生され、営農が再開されている必要があるのか。(ガイドライン2の(2)のA及び別表関係)

申請時点で遊休農地を再生し、営農を再開している必要はありません。

なお、当然のことながら、一時転用許可後は、遊休農地を再生して営農を開始し、その後は営農の適切な継続を行う必要があります。

問 18 集落営農が営農することで10年以内の一時転用許可を行うときに、その集落営農が任意組織の場合は、農地の使用及び収益を目的とする権利を取得する主体になることができないため、農作業を受託する立場になるが、その農作業は一部でもよいのか。また、農作業受委託契約の期間は10年以上であることが必要なのか。(ガイドライン2の(2)のA及び別表関係)

受託する農作業は、田植えや稲刈り、播種又は収穫等の農作物の生産に関わるものであれば全作業か一部作業かは問いません。ただし、当該農地での営農の適切な継続が図られる必要があることから、当該集落営農が法人化する際に、当該農地を借り受け、又は買い受けて、引き続き営農する見込みがあることを確認する必要があります。

また、個々の農作業受委託契約の期間は10年以上である必要はありませんが、一時転用許可期間中は、継続して農作業受委託契約を締結し、営農を継続する必要があります。

なお、集落営農が農作業の受託を行っている農地であるかどうかについては、当該集落営農の農作業受託契約書等の書類で確認しておく必要があります。

問 19 営農型発電設備の下部の農地で任意組織の集落営農以外の担い手が営農する場合に、当該担い手が農作業受託によって営農する場合も 10 年以内の一時転用許可の対象となるのか。(ガイドライン 2 の (2) のア及び別表関係)

対象となりません。

個人や法人の場合には、任意組織の集落営農の場合とは異なり、農地の使用及び収益を目的とする権利を取得する主体になることが可能であり、所有権の移転、賃借権の設定等を受けることで当該農地での農業上の適正かつ効率的な利用を確保することにより、下部の農地での営農の適切な継続が期待できます。このため、農作業受託ではなく、担い手自ら所有している農地又は利用権等が設定されている農地で営農する場合に限りです。

問 20 営農型発電設備の下部の農地が複数の筆にまたがる場合に、当該農地の一部の筆だけを担い手が営農する場合や一部の筆だけで遊休農地を再生利用する場合、一部の筆だけが第 2 種農地又は第 3 種農地であった場合は、当該計画全体が 10 年以内の一時転用許可の対象となるのか。(ガイドライン 2 の (2) のア及び別表関係)

対象となりません。

なお、許可申請を筆ごとに分けることにより、①下部の農地を担い手が営農する筆、②遊休農地を再生利用する筆、③第 2 種農地又は第 3 種農地である筆のいずれかに該当する筆のみについて 10 年以内の一時転用許可を行うことは可能です。

3 一時転用許可の再許可

問 21 一時転用許可の期間が満了した場合の再許可はどのように判断するのか。(ガイドライン 5 関係)

一時転用許可の再許可については、それまでの転用期間における、下部の農地での営農の状況を十分勘案して総合的に判断します。具体的には、

- ① 下部の農地での単収が同じ年の市町村の同じ農作物の平均的な単収と比較しておおむね 2 割以上減収していなかった（市町村において栽培されていない又は生産に時間を要する農作物を栽培する場合は、試験栽培実績書又は栽培理由書に記載した単収を下回らなかった）
- ② 遊休農地を再生利用していた場合は、下部の農地の全部又は一部が農地法第 32 条第 1 項各号のいずれにも該当していなかった
- ③ 生産された農作物の品質に著しい劣化が認められなかった

等、営農が適切に行われていたのであれば、再度一時転用許可を行うことが可能です。

なお、それまでの期間において、営農型太陽光発電設備の設置が原因とはいええないやむを得ない事情により、下部の農地の利用の程度が著しく劣っていることや下部の農地において単収が減少していること等が見られる年がある場合には、その事情及びその他の年の営農の状況を十分勘案して判断する必要があります。

問 22 既に一時転用許可を受けて営農型発電設備を設置している場合に、再度許可時に 10 年以内の一時転用許可期間となる要件を満たしていれば 10 年以内とすることができるのか。(ガイドライン 5 関係)

できます。

問 23 既に一時転用許可を受けて営農型発電設備を設置している場合に、当該営農型発電設備を設置した農地が遊休農地を再生利用したものであったときには、再度許可の際に営農者が担い手でない場合及び第 2 種農地又は第 3 種農地でない場合であっても一時転用許可の期間を 10 年以内とすることができるのか。(ガイドライン 5 関係)

できません。

遊休農地を活用して営農型太陽光発電を行う場合、当初の一時転用許可期間中に遊休状態は解消していることから、再許可の際には遊休農地として 10 年以内の一時転用許可期間とすることはできません。

問 24 一時転用許可の期間満了後、再度一時転用許可を受けたい場合には、いつ頃までに申請を行う必要があるのか。(ガイドライン 5 関係)

営農型発電設備の設置のための一時転用許可については、営農の適切な継続が確保されている場合には再度一時転用許可を行うことが可能となっています。一方で、再度一時転用許可を行うことができない場合には、一時転用許可の期限が到来する日までに農地に復元する必要があります。

このため、期限到来後も事業を継続したい場合には、期限が到来する日までに再度許可を行う必要がありますが、再度一時転用許可が可能かどうかの判断をする期間が必要となりますので、地元の農業委員会に早めに御相談されるよう促してください。

問 25 既に 3 年以内の期間の一時転用許可を行っている場合に、当該許可の期間満了までに時間的余裕がある場合でも、10 年以内の期間の許可に切り替えるために、改めて一時転用許可を行うことは可能なのか。

可能です。

ただし、FIT 事業の認定期間は 20 年なので、いずれにしろ、認定期間中に何度か再許可手続を行う必要があると考えられますので、タイミングについてはよく御検討ください。

問 26 現在、3年以内の期間の一時転用許可を受けて、担い手が下部の農地で営農している場合、事業計画を変更することで10年以内の期間に延長することができるのか。

できません。

改めて一時転用許可を受ける必要があります。

4 一時転用許可の対象範囲

問 27 営農型発電設備は、太陽光発電設備のみが対象となるのか。(ガイドライン1関係)

太陽光発電設備以外にも簡易な構造で支えられる小型の風力発電設備等農地に支柱を立ててその下部の農地で営農を継続する場合には、営農型太陽光発電と同様に取り扱って差支えないと考えております。

問 28 営農型発電設備の設置に必要なものについても一時転用許可の対象となるのか。(ガイドライン1関係)

営農型発電設備の周辺機器(パワーコンディショナーや電柱等)も対象になります。

なお、変電設備等については、原則として近隣の農地以外の土地から選定するものとし、これらの土地がないなどやむを得ず農地を一時転用して設置する場合には、規模と位置が適正である必要があります。

問 29 第三者の進入を防ぐためのフェンス等は一時転用許可の対象となるのか。(ガイドライン1関係)

第三者が発電設備に容易に触れないようにするために設置する柵塀等(以下「フェンス等」といいます。)については、簡易な構造で容易に撤去できるもの(問7を参照)であれば対象となります。

問 30 FIT法の事業計画の認定基準では、事業に関係ない者がみだりに近づくことがないよう、フェンス等の設置など適切な措置を講ずることとなっているが、下部の農地での営農に支障がある場合には、フェンス等を設置しなくてもよいのか。(ガイドライン1関係)

資源エネルギー庁が作成した「事業計画策定ガイドライン(太陽光発電)」第2章第2節の4において、「出力10kW以上50kW未満の営農型太陽光発電等を実施し、柵塀等の設置により営農上支障が生じると判断される場合には、柵塀等の設置を省略することができることとする。ただし、この場合において、容易に第三者が近づき事故等が起こることを防ぐため、発電設備が設置されていることについて注意喚起を促す標識を※②の標識に併せて掲示すること。」とされています。フェンス等の設置を省略しようとする場合には、理由等を明らかにした上で地方経済産業局(下記地方経済産業局の連絡先等を参照)のFIT法担当部局と相談をお願いします。

※②の標識⇒発電設備の区分、名称、設備 ID、設置場所、出力、事業者名、連絡先等が記入された標識

(参考) 地方経済産業局の連絡先等

組織名	管轄都道府県	電話番号
北海道経済産業局(資源エネルギー環境部エネルギー対策課)	北海道	011-709-2311
東北経済産業局(資源エネルギー環境部エネルギー対策課)	青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県	022-221-4932
関東経済産業局(資源エネルギー環境部新エネルギー対策課)	茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、長野県、新潟県、静岡県	048-600-0361
中部経済産業局(資源エネルギー環境部エネルギー対策課)	富山県、石川県、岐阜県、愛知県、三重県	052-951-2775
近畿経済産業局(資源エネルギー環境部エネルギー対策課)	福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県	06-6966-6043
中国経済産業局(資源エネルギー環境部エネルギー対策課)	鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県	082-224-5741
四国経済産業局(資源エネルギー環境部エネルギー対策課)	徳島県、香川県、愛媛県、高知県	087-811-8535
九州経済産業局(資源エネルギー環境部エネルギー対策課)	福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県	092-482-5473
内閣府沖縄総合事務局(経済産業部エネルギー対策課)	沖縄県	098-866-1759

問 31 売電を目的とした営農型発電設備の設置は可能なのか。(ガイドライン 1 関係)

可能です。

5 農振法に基づく開発許可

問 32 農用地区域内農地において、営農型発電設備を設置する場合、農振法に基づく開発許可は必要なのか。

農用地区域内農地を含め、農地に営農型発電設備を設置する場合には、農地法に基づく一時転用許可を受ける必要があり、当該一時転用許可を受けた場合には、改めて農振法に基づく開発許可を受ける必要はありません（農振法第 15 条の 2 第 1 項第 3 号に該当します）。

問 33 農用地区域内の農業用施設の屋根に太陽光パネルを設置する場合、農振法に基づく開発許可は必要なのか。

農業用施設の屋根に、柱を他の柱に取り替える等施設の補強を行わないで太陽光パネルを設置する場合には、農振法に基づく開発許可は必要ありませんが、これ以外の場合の開発許可の取扱いについては、各市町村に御相談ください。

6 下部の農地での営農の適切な継続

問 34 下部の農地で栽培する農作物の制限はあるのか。

農作物の制限はありません。

ただし、営農型発電設備の設置は、営農の適切な継続を前提とするものであり、

- ① 当該地域で栽培されていない農作物の栽培を計画している場合
- ② 生産までに時間を要する作物を栽培しようとする場合

等は、当該農作物の栽培に知見を有する者による所見において、適切な営農の継続が確保が見込まれるものとなっているか、営農指導を受ける態勢が整っているかを確認する等により、営農が適切に継続できるかどうかを慎重に判断していくことが望ましいと考えます。

問 35 栽培する農作物を転換することは可能なのか。（ガイドライン 6 の (2) 関係）

営農型発電設備は、下部の農地において営農を適切に継続しながら、これに支障を与えないよう発電事業を行うものであり、当該設備の設置を契機として農業収入が減少するような農作物の転換等は望ましくありません。

このため、農作物を転換する場合には、当該農作物の栽培に関する技術・経験の有無等を確認し、営農の適切な継続が確保されること（例えば、当該設備の下部の農地における単収が、同じ年の地域の平均的な単収と比較しておおむね 2 割以上減収するおそれがないと認められること等）等を確認した上で計画変更の可否を判断することが適当です。

問 36 下部農地で複数の作物を栽培することは可能か。その場合、同一市町村の単収 8 割の要件はどのように考えればよいか。

複数の作物を栽培することは可能ですが、それぞれ栽培作物毎に、同じ年産の市町村の平均的な単収の 8 割以上を確保する必要があります。

問 37 下部農地で有機栽培に取り組む場合は、慣行栽培で取り組む場合と比較して、単収 8 割の要件の達成が困難であることが想定されるが、比較する同一市町村の作物の単収についてどのように考えればよいか。

営農型太陽光発電の下部農地で有機栽培に取り組もうとする場合は、慣行栽培とは営農条件が異なることが想定されることから、必ずしも慣行栽培による収量と比較する必要はないものと考えます。

このため、営農型太陽光発電を実施しようとする市町村において通常条件下で同一作物による有機栽培の取組が行われており、有機栽培による単収データが整備されている場合においては、当該有機栽培による単収のデータと比較していただいて差支えありません。

問 38 天災等によりおおむね 2 割以上減収した場合には、営農が適切に行われていると判断されないのか。(ガイドライン 4 関係)

一時転用期間中に、台風や冷害等の天災など、営農型発電設備の設置が原因とはいえないうやむを得ない事情により、下部の農地における単収の減少等がみられる年がある場合には、その事情及びその他の年の営農の状況を十分勘案して判断します。

問 39 令和 6 年 4 月の省令改正及びガイドラインの制定前に一時転用許可を受けて遊休農地を再生利用している場合、今後の営農の適切な継続の確認の扱いはどうなるのか。

現行制度による一時転用許可期間が満了するまでの間は、これまでと扱いは変わりません。

但し、一時転用許可期間が満了し、再度、一時転用許可を受けようとする場合、下部農地は遊休農地ではなくなっていることから、通常の農地と同様、栽培する作物について、当該市町村の収量の 8 割以上を確保すること等の要件を満たす必要があります。

7 その他

問 40 第 1 種農地に営農型発電設備以外の太陽光発電設備の設置は可能なのか。

「農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律」（平成 25 年法律第 81 号）では、優良農地の確保と再生可能エネルギーの活用促進の両立という観点から、農業上の再生利用が困難な荒廃農地等に再生可能エネルギー発電設備の整備を誘導するなど適正な土地利用調整を行うことにより、優良農地を確保しながら地域において再生可能エネルギー発電を促進することで、農山漁村の活性化を図る仕組みとなっています。

同法を活用することにより、第 1 種農地（再生利用が困難な荒廃農地等に該当する場合に限る。）に太陽光発電設備を設置することが可能です。

問 41 営農型発電設備は、建築基準法上の建築物に当たるのか。

「建築基準法」（昭和 25 年法律第 201 号）上においては、営農型発電設備は、

① 特定の者が使用する営農を継続する農地に設けるものであること

② 支柱及び太陽光発電設備からなる空間には壁を設けず、かつ、太陽光発電設備のパネルの角度、間隔等からみて農作物の生育に適した日照量を保つための設計となっていること

に該当するものは、建築基準法第 2 条第 1 号に規定する建築物に該当しないこととされています（「農地に支柱を立てて設置する太陽光発電設備の建築基準法上の取扱いについて（技術的助言）」（平成 26 年 1 月 28 日付け国住指第 3762 号国土交通省住宅局建築指導課長通知））。

問 42 営農型発電設備を設置する場合、都市計画法に基づく開発許可は必要なのか。

営農型発電設備については、建築基準法上の建築物に当たらないため、「都市計画法」（昭和 43 年法律第 100 号）上の開発許可は不要とされています。

また、当該設備の付属施設に係る開発許可についても、当該設備の用途、規模、配置や発電設備との不可分性等から、主として当該付属施設の建築を目的とした開発行為に当たらないと開発許可権者（※）が判断した際には、都市計画法第 29 条の開発許可は不要となっています（「開発許可制度運用指針」（平成 26 年 8 月 1 日国都計第 67 号）I-1-2（5）参照）。

この場合、「主として当該付属施設の建築を目的とした開発行為」に当たるかどうかについては、市町村又は都道府県の都市計画担当部局に相談をお願いします。

※ 都市計画法上の開発許可権者は、都道府県知事（指定都市にあっては指定都市の長、中核市にあっては中核市の長）となっています。

問 43 営農型発電設備を設置する場合、電気事業法及び電気工事士法の取扱いはどうなるのか。

営農型発電設備は、「電気事業法」(昭和 39 年法律第 170 号)上の電気工作物であり、感電、火災等の防止等電気工作物の保安上の観点から、電気設備に関する技術基準に適合するように設置する必要があります(電気事業法第 39 条、第 56 条、「電気工事士法」(昭和 35 年法律第 139 号)第 5 条、「電気設備に関する技術基準を定める省令」(平成 9 年通商産業省令第 52 号))。

上記基準への適合性を担保するため、営農型発電設備の設置に係る電気工事においても、電気工事士資格を持つ者(第 1 種電気工事士等)により行われなければならないこととされています(電気工事士法第 3 条、第 5 条)。

また、電圧 600V 超又は出力 50kW 以上の太陽光発電設備を設置する場合には、電気事業法上の事業用電気工作物に当たるため、上記の技術基準適合義務に加えて、保安規程の提出義務や電気主任技術者の選任・届出義務など電気事業法に基づく電気保安に係る規制の対象となります

(電気事業法第 42 条、第 43 条等)。

このように、営農型発電設備を設置する場合には、電気事業法及び電気工事士法の規制を受けるので、営農型発電設備の設置者は、あらかじめ市町村若しくは都道府県の電気保安担当部局又は各地域を所管している経済産業省地方産業保安監督部電力安全課に相談をお願いします。

(なお、このことは、経済産業省商務流通保安グループ電力安全課と調整済みであることを申し添えます。)

(参考) 地方産業保安監督部電力安全課の連絡先等

組織名	管轄地域	電話番号
北海道産業保安監督部	北海道	011-709-1725
関東東北産業保安監督部東北支部	青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、新潟県	022-221-4952
関東東北産業保安監督部	茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、静岡県の一部	048-600-0387
中部近畿産業保安監督部	愛知県、長野県、岐阜県の一部、三重県の一部、静岡県の一部	052-951-2817
中部近畿産業保安監督部北陸産業保安監督署	富山県、石川県、福井県の一部、岐阜県の一部	076-432-5580
中部近畿産業保安監督部近畿支部	滋賀県、京都府、大阪府、奈良県、和歌山県、兵庫県の一部、福井県の一部、岐阜県の一部、三重県の一部	06-6966-6047
中国四国産業保安監督部	鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、兵庫県の一部、香川県の一部、愛媛県の一部	082-224-5742
中国四国産業保安監督部四国支部	徳島県、香川県の一部、愛媛県の一部、高知県	087-811-8587
九州産業保安監督部	福岡県、佐賀県、長崎県、大分県、熊本県、宮崎県、鹿児島県	092-482-5521
那覇産業保安監督事務所	沖縄県	098-866-6474

Ⅱ 各論

1. 一時転用許可申請

問 44 農地に営農型発電設備を設置しようとする場合には、どこに相談すればよいのか。

まずは、営農型発電設備を設置しようとする農地がある市町村の農業委員会に相談をお願いします。

問 45 農地の権利を取得して営農型太陽光発電を始めようとする場合、農地の権利の取得のための法第3条の許可申請と支柱を設置するための第4条（又は第5条）の許可申請は同時に行うことが可能か。

できません。

支柱部分の一時転用許可申請の前に、農地の権利を取得しておく必要があります。

問 46 一時転用許可申請書に記載された事業期間と支柱部分に係る賃貸借等の契約期間は同じ期間とする必要があるのか。

営農型発電設備の支柱を設置する農地に係る賃貸借等の契約期間は、一時転用許可申請書における事業期間と同じである必要があります。

なお、再生可能エネルギーの固定価格買取期間は、再生可能エネルギー発電設備に対して保証されているものであり、設置場所の利用期間とは関係ありません（経済産業省資源エネルギー庁に確認済み）。

問 47 都道府県知事から一時転用許可を受けたが、その後、指定市町村に指定された場合、許可条件に付された各種報告等はどうなるのか。

都道府県知事から一時転用許可を受けた後に、営農型発電設備を設置している市町村が指定市町村の指定を受けたときは、指定を受けた日以降、栽培実績書等農地転用許可に付した条件に基づく報告は、指定市町村の長にしてください。また、再度一時転用許可を受ける場合には、当該指定市町村の長が許可をすることとなります。

問 48 地域計画の区域内で営農型太陽光発電を実施する場合、なぜ協議の場で合意を得る必要があるのか。

農地転用許可基準の一般基準においては、地域計画の達成に支障を及ぼすおそれがあると認められる場合は許可ができないこととなっています（農地法第4条第6項第5号、農地法施行規則第47条の3第2号）。

地域計画は、農地の集積・集約化など、地域の農地の効率的かつ総合的な利用方針について記載し、地域農業の在り方を定めるものでありますが、営農型太陽光発電の取組は、営農と発電を両立するという特殊な取組であるところ、地域の協議によって作成されている地域計画区域内において行うためには、特別に関係者間で協議を行って進めることが適当と考えられることから、協議の場で合意を得て取り組むこととしたものです（この具体的な考え方については、「農地法の運用について」第2の1の(2)のウに記載されております。）。

なお、この場合の協議の場は、地域計画の達成に支障を及ぼすおそれがないことを確認することが目的であるため、地域計画に位置付けることまでを求めるものではありません（地域の実情に応じて、地域計画に係る目標の達成に必要な措置として、任意記載事項に位置付けることは可能です。）。

問 49 地域計画が未策定の場合は協議の場で合意を得る必要はないということでしょうか。

地域計画が未策定の場合であっても、地域計画を策定するための協議の場の開催が決まっている場合（具体的には農業経営基盤強化促進法施行規則第16条第2項の公表がなされたとき）において、当該地域計画を予定している区域内で営農型太陽光発電の実施について相談がなされている場合は、当該営農型太陽光発電についても協議し、合意を得ることが適当です。

なお、地域計画が未策定であり、かつ、協議の場の開催が予定されていない場合は、地域計画に関わる取組において、合意を得る必要はありません。

問 50 地域計画が作成される前から設置されている営農型太陽光発電設備の取扱いはどのようになるのか。

地域計画が策定される前から設置されている営農型太陽光発電設備に係る農地において、地域計画の区域内に含めることを検討する場合には、一時転用許可の期間満了における再許可時に、協議の場において、当該設備が地域計画の達成に支障がないことを確認することを考慮し、再許可時を待たずに協議の場で協議を行うことが適当です。

問 51 営農型太陽光発電の実施に係る要望があった都度、協議の場を開催しなければならないのか。

営農型太陽光発電に係る協議の場は、地域計画の達成に支障を及ぼすおそれがないことを確認する目的で開催するものであることから、地域計画の区域内において営農型太陽光発電の相談があった場合は、適宜、協議の場を開催していただくこととなります。

なお、この場合の協議の場については、地域の実情に応じて、市町村、農業委員会、土地改良区、営農型太陽光発電設備の設置者及び営農者、設備設置予定地周辺の農地の地権者等に限定して開催することとしても差し支えないと考えます。

また、協議の場を定期的で開催することとしている場合はそれに沿って、また、営農型太陽光発電のほか複数の協議事案が積み上がった段階で開催することも考えられますが、このような場合は、事前に営農型太陽光発電の設置者等と事業実施に向けたスケジュールについて十分に調整しておく必要があります。このため、設置者等においても、十分な時間的余裕を持って、事前に農業委員会に相談していただくことが適当です。

なお、協議の場は対面のほか、状況に応じてオンラインや書面等により開催することも可能です。

問 52 農業委員会は、営農型太陽光発電設備の設置者から相談があった場合、どのように対応すればよいか。

農業委員会は、営農型太陽光発電設備の設置者から相談があった場合、許可基準への適合性について確認を行い、特に農地法第4条第6項第4号及び第5号（農地法第5条第2項第4号及び第5号）の適合性については、協議の場で情報提供することを念頭に要点等を整理いただくことが適当です。

また、農地転用許可基準の適合性の確認と併せて、営農型太陽光発電設備の設置に係る相談があった旨を市町村の地域計画担当部局に連絡し、協議の場の開催スケジュールについて相談を行ってください。

当該事案の農地転用許可基準の適合性の確認や協議の場の開催準備等が整った段階で、協議の場を開催し、当該営農型太陽光発電の実施について協議を行います。

問 53 協議の場を進めるに当たりどのようなことに留意したらよいか。また、協議の場の取りまとめにはどのように記載したらよいか。

営農型太陽光発電の実施に係る協議の場の流れについては、ガイドライン2の(2)のクのaからcに記載のとおりですが、具体的な進め方や意見の集約方法については、協議の場を主催する市町村と地域の関係者において、地域の実情を踏まえて取り扱うことにご留意いただきたい。

あわせて、営農型太陽光発電の実施に係る協議の場は、農地の利用の集積、農用地の集団化その他の地域計画の区域における農用地の効率的かつ総合的な利用に支障がないかを確認することが主な目的であることから、農業委員会及び市町村の地域計画担当部局は、これらの目的に沿って協議が進められるよう留意する必要があります(例えば景観や地域住民の感情への配慮といった観点からの議論は趣旨にそぐわないものと考えられます)。

また、協議の場の取りまとめ(基盤法基本要綱参考様式5-1号)への記載内容については、「2 農業上の利用が行われる農用地等の区域」の「(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方」の欄に、営農型太陽光発電事業の実施に問題がない旨を記載していただき、合意を得た土地の地番を記載してください。

加えて、添付する地図に該当箇所を表記してください。

(記載例)

以下の農地における営農型太陽光発電事業の実施について、協議の場(○年○月○日開催)において、地域計画の区域内の農地の効率的かつ総合的な利用に支障がないことを確認した。

- ・○○市××町△△番地 ○○㎡ 地図 No1
- ・○○市◆◆町□□番地 ○○㎡ 地図 No2

問 54 地域計画が策定された区域内の農地において営農型発電設備を設置するための許可申請があった場合に、協議の場で協議を行わなかったときは、一時転用許可は認められないのか。(ガイドライン2の(2)のク関係)

営農型太陽光発電の実施に当たり協議の場で協議を行わなかった場合は、地域計画の達成に支障を及ぼすおそれがないことを確認していないこととなるため、一般基準を満たさないこととなる可能性があります。

2 添付書類

問 55 一時転用許可申請書に添付する「営農型発電設備その他営農型太陽光発電の実施に必要な設備に係る設計図」はどのような内容が盛り込まれた設計図が必要となるのか。(ガイドライン2の(1)のア関係)

「営農型発電設備の設計図」には、

- ① パネルの枚数や大きさ
- ② 支柱の構造、高さ、間隔、本数
- ③ パネルの間隔
- ④ 変電設備や電柱等、営農型太陽光発電設備に付帯する施設の設置場所などが記載されていることが必要です。

問 56 一時転用許可申請書に添付する「下部の農地における営農計画書」は、どのような内容を記載すればよいのか。(ガイドライン2の(1)のイ関係)。

営農計画書(別紙様式例第1号)には、

- ① 営農型発電設備の下部の農地や営農者の概要
- ② 作付予定農作物・作付面積、作物の生長の指標、営農に必要な農作業の内容・期間、利用する農業機械・農業従事者
- ③ 下部の農地における単収見込
- ④ 下部の農地における収支の見込みなどが記載されていることが必要です。

問 57 営農型太陽光発電設備の下部の農地の面積を記入するに当たり、区画全体の面積とは、作付けを行わない農地の畦畔や法面、排水溝、営農上必要な通路も含めた面積のことをいうのか。

下部の農地面積については、基本的に設備の存する農地の区画全体を記入していただく必要がありますが、農作物の剪定・収穫のための管理用通路や、雨水処理のための排水路等、下部農地での耕作の事業のために必要な施設については、下部農地の面積から除外して差支えないと考えます。

他方、発電設備の点検用機械の通路部分については、耕作の事業に必要不可欠であるとはいえませんので、農閑期に点検を行う等により営農に支障がないよう配慮いただきたいと考えております。

なお、一時的ではなく恒常的に確保する必要がある場合は、一時転用許可の対象とすべきと考えます。

問 58 下部の農地で営農を行う者が担い手であることを証する資料を添付する必要があるのか。(ガイドライン2の(2)のア及び別表関係)

担い手の区分に応じて、次の書類が必要となります。

- ① 効率的かつ安定的な農業経営
→ 直近の青色申告の写し等、農業所得が分かる書類
- ② 認定農業者又は認定新規就農者
→ 市町村の認定書の写し
- ③ 将来法人化して認定農業者になることが見込まれる集落営農
→ ①畑作物の直接支払交付金又は収入減少影響緩和交付金の加入実績が確認できる書類(経営所得安定対策等交付金申請者登録通知書)、②集落営農の規約及び経理書類、法人化計画書(規約の中で法人化方針について記載されていればそれでも可)等

問 59 10年以内の一時転用許可の対象となる担い手のうち、「効率的かつ安定的な農業経営」に該当するかについて、どのように証明すればよいのか。（ガイドライン2の(2)のA及び別表関係）。

「効率的かつ安定的な農業経営」とは、市町村基本構想における効率的かつ安定的な農業経営の指標の水準に達している農業経営のことであり、当該水準に達しているかについては、例えば、直近の青色申告の写し等を一時転用許可申請書に添付してください。

問 60 10年以内の一時転用許可の対象となる担い手のうち、「将来法人化して認定農業者になることが見込まれる集落営農」に該当するかについて、どのように証明すればよいのか。（ガイドライン2の(2)のA及び別表関係）

「将来法人化して認定農業者になることが見込まれる集落営農」とは、基盤強化法第23条第4項に規定する特定農業団体又はこれに準ずる組織として、組織の規約を定め、生産・販売について共同販売経理を行っている集落営農のことです。これに該当するかについては、①畑作物の直接支払交付金若しくは収入減少影響緩和交付金の加入実績が確認できる書類（経営所得安定対策等交付金申請者登録通知書）又は②当該組織の規約及び経理書類、法人化計画書等（規約の中で法人化方針について記載されていればそれでも可）を一時転用許可申請書に添付してください。

問 61 営農計画書（別紙様式例第1号）の「営農者の農作業経験等の状況」について、農作業経験等が「無し」の場合や、栽培したことのない作物を栽培しようとする場合は、一時転用許可が認められないのか。

農作業経験や下部農地で栽培しようとする農作物の栽培経験が無いことをもって、直ちに不許可とはなりません。下部農地における営農の適切な継続が確保される必要があることから、申請者は農業委員会や農地転用許可権者に、栽培技術の習得状況や研修の予定等を説明する必要があります。

問 62 営農計画書（別紙様式例第1号）の「2_栽培計画」の「生長の指標」の欄はどのような場合に何を記載すればよいのか。

生長の指標は、生産に時間を要する農作物（収穫まで1年以上要する作物）を栽培する場合に、当該作物における各年の生長の指標を記載いただくこととしております。

下部農地で栽培しようとする作物を、通常の条件下で栽培した場合の平均的な生育の目安（樹高、分枝数等）を記載するとともに、その根拠となる参考資料（試験研究機関のデータ等）を添付してください。

問 63 営農計画書（別紙様式例第 1 号）の「2_栽培計画」の「農作業の内容」の欄はどのように記載すればよいか。

下部農地で栽培しようとする作物別に、年間の農作業の内容及びその作業期間を具体的に記入してください。

特に、生産に時間を要する農作物の場合、収穫年までの各年における適切な営農の継続の確認は、農作業が適切に行われていることや生育状態が順調か否かによって判断することになるため、ご留意ください。

問 64 営農計画書（別紙様式例第 1 号）の「3_下部農地における収支の見込み」はどのような内容を記載すればよいか。発電に係る支出金額も記入する必要があるのか。

当該一時転用許可の申請に係る下部農地の営農における収支の見込を記載していただくこととしております。営農における収支見込ですので、発電に係る経費等の明細を記入いただく必要はありませんが、経費を差し引いた後の発電収入や設置者から営農協力金の提供を受けた場合はその額を記入してください。

なお、営農者が当該営農型太陽光発電設備の下部農地以外でも営農を行っており、個別の農地の支出額（種苗費・肥料費・農機具費等）が不明である場合は、経営農地面積割合等から案分して算定いただいて差支えありません。

問 65 10 年以内の一時転用許可の対象となる「遊休農地を再生利用する場合」の遊休農地に該当するかどうかは、事業者が判断すればよいのか。（ガイドライン 2 の (2) のア及び別表関係）

10 年以内の一時転用許可の対象となる「遊休農地」とは、「農地法の運用について」の制定について（平成 21 年 12 月 11 日付け 21 経営第 4530 号・21 農振第 1598 号農林水産省経営局長・農村振興局長通知。以下「運用通知」といいます。）の第 3 の 1 の (3) のア（農地法第 32 条第 1 項第 1 号の遊休農地）と判定された遊休農地等のことです。この遊休農地に該当するかどうかについては、農業委員会が毎年実施する現地調査において、あらかじめ判断されていますので、農業委員会にお問い合わせください。

問 66 「農地法第 32 条第 1 項各号に掲げる遊休農地」とはどのような農地か。(ガイドライン 2 の (2) のウ関係)

農地法第 32 条第 1 項各号に掲げる農地とは、次の農地が該当します。

- ① 現に耕作の目的に供されておらず、かつ、引き続き耕作の目的に供されないと見込まれる農地（農地法第 32 条第 1 項第 1 号）
- ② その農業上の利用の程度がその周辺の地域における農地の利用の程度と比べて著しく劣っていると認められる農地（農地法第 32 条第 1 項第 2 号）

これらの規定の判断は、毎年、農業委員会が行っている農地の利用状況調査における遊休農地の判断基準と同様ですが、①・②に該当しない場合であっても、草刈りなどの保全管理のみを行うなど営農が行われていない場合には、「下部の農地における営農の適切な継続が確実」とは判断されません。

なお、①・②の詳細については、運用通知第 3 の 1 の (3) に以下のとおり規定されています。

【「農地法の運用について」の制定について（平成 21 年 12 月 11 日付け 21 経営第 4530 号・21 農振第 1598 号農林水産省経営局長・農村振興局長通知）の第 3 の 1 の (3) 抜粋】

ア 法第 32 条第 1 項第 1 号の遊休農地

- (ア) 「現に耕作の目的に供されておらず」とは、過去 1 年以上作物の栽培が行われていないことをいう。
- (イ) 「引き続き耕作の目的に供されないと見込まれる」については、今後の耕作に向けて草刈り、耕起等農地を常に耕作し得る状態に保つ行為（以下「維持管理」という。）が行われているかにより判断すること。
- (ウ) (略)

イ 法第 32 条第 1 項第 2 号の遊休農地

「その農業上の利用の程度がその周辺の地域における農地の利用の程度に比し著しく劣っていると認められる農地」については、近傍類似の農地において通常行われる栽培方法と認められる利用の態様と比較して判断すること。
この場合、作物（ウメ、クリ等を含む。）がまばらに又は農地内で偏って栽培されていないか、栽培に必要な管理が適切に行われているか等に留意して判断すること。

問 67 下部農地の営農への影響の見込み（別紙様式例第 2 号）はどのような内容を記載すればよいのか。

- ① 作付予定農作物に係る生育に適した条件及び設計上生育に支障が生じない理由
 - ② 農作業を効率的に行う上で、通常必要となる空間が確保されている理由
- 等を記載いただく必要があります。

問 68 営農計画書（別紙様式例第 1 号）や影響見込（別紙様式例第 2 号）の添付資料はどのようなものを添付すればよいか。

添付書類は、下部農地で栽培しようとする作物が市町村内で栽培されているか、生産までに時間を要する作物（作付けから生産まで 1 年以上かかるもの）かによって異なります。

1. 市町村内で栽培されている作物かつ生産までに時間を要しない作物の場合

(ア) 当該市町村の営農型太陽光発電設備の下部農地で栽培された作物の収量や品質に関する試験研究機関等の統計データ

(イ) 営農型太陽光発電設備の下部農地で栽培する農作物について知見を有する者の意見書（別紙様式例第 3 号）

(ウ) 当該市町村で既に先行して営農型太陽光発電に取り組んでいる者の栽培実績のいずれか 1 つを添付していただく必要があります。

2. 市町村で栽培されていない作物や生産までに時間を要する作物の場合

(ア) 自ら又は第三者に委託して当該市町村内で試験的に栽培した実績

(イ) 栽培理由書（別紙様式例第 4 号）

のいずれかに加え、上記 1 (イ) の知見を有する者の意見書を添付していただく必要があります。

問 69 1 (ア) の試験研究機関のデータは、同一県内の実績であったとしても、当該市町村における栽培実績でなければ対象とはならないのか。

同一県内のデータであっても、市町村間によって気候や土性等の営農条件が異なる場合もあることから、対象とはしない取扱いとしております。但し、気候や土性等の営農条件が類似している場合であれば、栽培理由書の根拠資料として、当該データを活用いただけると考えております。

問 70 知見を有する者の意見書（別紙様式例第 3 号）について、どのような者であれば、下部農地で栽培する農作物に係る必要な知見を有する者に該当するのか。

知見を有する者とは、下部農地で栽培しようとする作物について、太陽光発電設備等の遮光下においても適切に生長し、通常条件下と比較して収量 8 割以上が確保されること、生産される作物の品質に著しい支障が生じないこと等についての知見を有している者が該当します。

法人か個人か、公的機関か民間団体かは問いませんが、当該作物の遮光条件下での営農に知見を有することを証明していただく必要があることから、別紙様式例第 3 号の「知見を有する者の当該作物への関わり」の欄には、これまでの試験研究実績や栽培実績等から、当該作物の遮光条件下における営農について知見を有していることを記入していただくとともに、その根拠となる研究データや栽培実績データを添付していただくこととなります。

問 71 知見を有する者の意見書（別紙様式例第 3 号）には、どのような内容を記載してもらう必要があるのか。

知見を有する者の意見書（別紙様式例第 3 号）は、農地転用許可権者が当該申請に係る営農型太陽光発電事業が適切に行われるか否かを判断するための重要な資料です。

このため、「知見を有する者の当該作物の関わり」については、上記問 69 により記載していただくとともに、「知見を有する者による本事業についての所見」の欄においては、営農計画書に記載した栽培計画に沿った営農が適切に行われ、営農計画書や栽培理由書に記載した単収の確保が可能であることについて、知見を有する者の研究データや栽培実績データ等を根拠に説明いただくこととなります。

問 72 下部の農地で複数の作物を栽培する場合、知見を有する者の意見書は作物毎に提出する必要があるのか

知見を有する者が、当該営農型太陽光発電の下部農地で栽培しようとする作物全てについて知見を有する場合は、まとめて記載し提出いただいても構いませんが、そうでない場合は、栽培しようとする作物毎に、それぞれの知見を有する者の意見書を提出していただく必要があります。

問 73 栽培理由書（別紙様式例第 4 号）はどのような場合に提出する必要があるのか

市町村内で栽培されていない作物を栽培しようとする場合や、収穫に時間を要する（作付けから収穫までに要する期間が 1 年を超える）作物を栽培しようとする場合に提出していただく必要があります。

なお、当該市町村内において、遮光条件下で試験栽培を行い（申請者自ら又は第三者に委託する場合も可）、適切な収量が確保できることを証明する実績データが得られた場合は、当該実績データの提出により申請が可能です。

問 74 栽培理由書（別紙様式例第 4 号）にはどのような内容を記載する必要があるのか

市町村で栽培されていない作物を栽培することとした経緯や単収見込、収穫までの期間、知見を有する者からの営農協力体制について記載していただきます。

この場合、「2. 単収見込」については、土性や気象条件等の条件に類似性のある地域の当該作物の営農型太陽光発電設備の下部農地における調査研究データや統計データを用いて、本地域でも同様の収量が見込まれることを説明してください。

また、「4. 当該作物に係る知見を有する者からの営農協力について」の欄は、単収見込を下回った場合に、知見を有する者による単収改善のための是正指導を受けられる体制が整っていることについて、記入してください。

問 75 撤去費用を負担することの誓約書（別紙様式例第5号）は、営農者が撤去することについて契約を結んでいる場合であっても提出が必要なのか。

太陽光発電設備の撤去義務は、農地法上設備の設置者に課せられておりますので、農地転用許可権者に対しては、設備の設置者が撤去することを誓約していただく必要があります。このため提出は必要です。

3 空中部分を利用するための権利設定の取扱い

問 76 営農型発電設備の設置者が下部の農地の空中に区分地上権等を設定する場合の農地法上の取扱いはどうなるのか。（ガイドライン6の（4）関係）

営農型発電設備の下部の農地の空中を利用するため、区分地上権等を設定する場合には、農地に使用及び収益を目的とする権利を設定することとなりますので、農地法第3条第1項に基づく農業委員会の許可を受けることが必要です。

問 77 営農型発電設備の設置者が下部の農地の空中に区分地上権等を設定する場合、どこに申請すればよいのか。（ガイドライン6の（4）関係）

営農型発電設備の下部の農地の空中に区分地上権等を設定する場合には、農地法第3条第1項に基づく農業委員会の許可を受けることが必要となりますので、当事者が連署した申請書によって農業委員会に申請を行ってください。

問 78 営農型発電設備の下部の農地の空中に設定する区分地上権等の設定期間は、一時転用許可の期間と合わせるべきか。（ガイドライン6の（4）関係）

営農型発電設備の下部の農地の空中に設定する区分地上権等の期間は、営農型発電設備を支える支柱の一時転用許可の期間と同じ期間とする必要があります。

4 営農状況等の報告

問 79 毎年、下部の農地における栽培実績及び収支の状況を翌年2月末日までに農地転用許可権者に報告することとなっているが、作物によっては2月末時点で収穫が行われていない場合もある。どのように報告すればよいか。（ガイドライン3の(1)関係）

栽培実績書や収支報告書については、2月末時点における直近の収穫期、決算期の実績を報告することとさせていただきます。

問 80 栽培実績書（別紙様式例第 10 号）の報告内容について、必要な知見を有する者の所見の記入が必要となっているが、どのような観点で確認してもらう必要があるか。（ガイドライン 3 の (1) 関係）

- ・ 下部農地における営農について、営農計画に沿って適切に行われたか
- ・ 栽培した農作物について地域の平均的な単収（市町村において栽培されていない農作物を栽培している場合等地域において比較する単収がない場合は営農計画書（別紙様式例第 1 号）に記載した「地域の平均的な単収」又は「単収見込み」）が確保されたか
- ・ 生産された農産物の品質に著しい支障が生じていないか
- ・ 収穫が行われていない場合は、栽培管理及び生育の状況が適切か

という観点から確認いただき、所見を記入していただく必要があります。

この場合、単収の低下等下部農地での営農に支障が生じている場合は、何が原因で支障が生じており、改善のためにはどのような措置が必要か等について、記入していただく必要があります。

問 81 一時転用許可申請書に添付された営農計画書において、許可の日から「下部の農地における農作物の生産に係る状況」の報告期限までに農作物を作付けする計画ではなかった場合には、どのような内容を報告するのか。（ガイドライン 3 の (1) 関係）

営農計画書上、一時転用許可日から報告時点（2 月末）までの間において、作付けを行う計画となっていない場合であっても、栽培実績書を提出する必要がありますが、この場合、備考欄に施設の整備期間のため作付けが出来なかった等の理由を記入してください。

問 82 営農型発電設備の下部の農地に果樹等を栽培する場合に、一時転用許可期間中に収穫が見込めない場合には、どのような内容を報告するのか。（ガイドライン 3 の (1) 関係）

果樹等の生産に時間を要する作物を栽培する場合には、当該設備の下部の農地において、営農計画書（別紙様式例第 1 号）に沿った整枝・剪定、施肥、摘果等の栽培管理が適切になされ、営農計画書の「生長の指標」に記入した生育段階に到達していることを、知見を有する者に確認し、所見欄に記入してもらうこととしてください。

また、営農計画書に記載した生育段階まで到達していない場合は、何が原因で支障が生じており、改善のためにはどのような措置が必要か等について、記入していただく必要があります。

問 83 営農型発電設備の下部の農地で牧草を栽培し家畜を放牧している場合には、どのような内容を報告すればよいのか。（ガイドライン 3 の (1) 関係）

牧草畑で家畜を放牧している場合であっても、冬期の飼料確保等のためロールベアラー等により収穫を行うことが一般的ですので、当該収穫量を報告してください。

家畜により栽培する牧草の一部が食されるような場合は、坪刈り等の手法により、収穫量を算定することとしてください。

なお、毎年報告の際に、適切に栽培管理を行っていることが分かるよう、写真等を添付して報告する必要があります。

問 84 10 年を見通した営農計画を作成していたが、計画期間の途中で農作物を変更しようとする場合にはどうすればよいのか。(ガイドライン3の(1)関係)

やむを得ない理由により農作物を変更しようとする場合は、変更後の作物の単収が確保されることを確認する必要があることから、営農計画書を新たに作成し、知見を有する者の意見書等の必要な書類を添付した上で、農業委員会を經由して農地転用許可権者の承認を受ける必要があります。

農作物を変更する場合は、良好な営農条件を備えた農地の農業上の効率的な利用を図る観点から、農業収入が減少するような農作物への作物転換にならないことが望ましいです。

なお、一時転用許可申請を行う際に、ブロックローテーション等により、あらかじめ農作物を変更することが見込まれる場合には、その旨を営農計画書に記載した上で、一時転用許可を受けるようにしてください。

問 85 営農型発電設備を設置した土地が遊休農地であった場合に、栽培実績書(別紙様式例第10号)の「下部の農地の利用の程度」については、どのように記載すればいいのか。(ガイドライン3の(1)関係)

遊休農地を再生利用する場合の下部の農地の確認については、周辺の地域において通常行われる同様の作物の栽培方法と比較して、

- ① 農地内で作物がまばらに又は偏って栽培されていないかどうか、
- ② 栽培に必要な管理が適切に行われており、雑草が繁茂したりしていないかなど農地の利用状況を確認することとしています。

このため、毎年の生産に係る状況の報告においては、許可申請時の営農計画書の内容を踏まえて、

- ① 植付株数や植付の間隔(畝と畝の間隔や株間などの状況)などの作物の作付状況に関する情報、
- ② 施肥や灌水等の栽培管理の状況や除草などの土地の管理の実施状況(実施内容、時期、頻度など)

について、できるだけ具体的に記載してください。